

笑顔あふれる学校

★久米田中学校が目指す教育目標

『笑顔があふれる学校』

心の幸せが感じられる学校

誰もがもう一度足を運びたいと思ってもらえる温かい学校を造る

岸和田市立久米田中学校

校長室より 第2号

平成30年5月25日(金)

～ 個人責任補償 学校賠償総合プラン加入について (お知らせ) ～

久米田中学校では一昨年度より生徒・職員の責任となる事故に対して上記の損害賠償責任保険に加入してきました。

今年度も実行委員会に諮ったところ加入することになりましたが、学校管理下において他人の財物の損壊が発生した場合に見舞金を支払ってもらふ項目を追加加入しました。(追加例：体育の時間にボールが当たり眼鏡を損傷した場合などに上限1万円〔免責1千円〕が見舞金として支払われる)

昨年度：一人250円 ⇒ 今年度：一人350円、PTA会費の中より支出)

「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

第12条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。2項には、保護者はその監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない

学校では自転車通学生に限らず、学校管理下で自転車を利用する場合も数多くあります。

例 ・部活動の試合や練習試合 等

また、自転車に関係するものに限らず、学校管理下での生徒個人の責任となる事故に対しても補償することができます。

内容 (あくまで学校管理下での事故に限ります)

日新火災海上保険 (株) 個人責任補償 学校賠償総合プラン

保険期間 1年間

賠償限度額 【学校責任分】対人対物賠償 1事故につき 10,000万円

【生徒・教職員・個人責任分】1事故につき 10,000万円

【保管財物賠償】 1事故につき 50万円

ただし、学校の管理する財物の損壊に起因する損害賠償は対象外となります。

例、友達とふざけていてガラスを割ってしまった

給食スプーンを落とし、足で踏んでしまい曲げてしまった

賠償保険支払い例

NO	事故内容	適・不
1	自転車にて登校中歩行者とぶつかり負傷させたもの	適用
2	野球部の練習中投球が大きくそれ駐車場の車を破損させた	適用
3	休み時間中、誤って机にぶつかってしまい、置いていたメガネを落下させ破損させた	適用
4	休み時間中、遊んでいて腕が窓ガラスに当たり破損した	不適用
5	宿泊学習にて布団の片付けをしていたらバランスを崩し転倒しガラスを破損させた	適用
6	体育祭の入場門が倒れ、見学していた保護者がケガをした	適用
7	他校において、バスケットゴールを巻き上げていたら、天井に接触、破損させた	適用
8	校内で石を投げて遊んでいたところ、誤って横の道路を歩いていた車に当たり破損させた	適用

上記の事故は一例であり、似たような事故でも状況により適用、不適用の場合があるそうです。まずは学校(窓口は教頭)までご相談下さい。

「いじめ」について

平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」という法律が施行されて以降も子どもの命に係わるような重大事態が各地で発生しています。

いじめ防止対策推進法は、社会全体でいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めた法律です。久米田中学校においてもこの法律に沿って未然防止や早期発見のための生活アンケート、起きた場合には本人・家庭の協力を得ながら早期対応を組織として行っています。

一番大切なことは、「いじめ」を無くすことですが、どの子にも起こりうるものと考え、ささいな兆候であっても「いじめ」であるとはっきりと認め、対処していくことだと考えます。

学校は、「いじめ」の通報窓口です。ささいなことであっても気になることがあれば、すぐに連絡をお願いします。

裏面もご参照ください。(知っていますか「いじめ防止対策推進法」「いじめのサイン」)